

告 示

埼玉県選管告示第十五号

令和八年二月八日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙運動に関する
支出金額の制限額は、次のとおりである。

令和八年一月二十七日

埼玉県選挙管理委員会委員長 長峰宏芳

選挙区	制限額
第一区	二四、九二二、〇〇〇円
第二区	二四、八九八、四〇〇円
第三区	二四、八〇五、〇〇〇円
第四区	二四、九六〇、一〇〇円
第五区	二五、〇九九、七〇〇円
第六区	二五、二九三、二〇〇円
第七区	二四、九二一、八〇〇円
第八区	二五、三五四、九〇〇円
第九区	二五、〇五四、九〇〇円
第十区	二三、九五〇、四〇〇円
第十一区	二四、〇七三、二〇〇円
第十二区	二四、五七九、五〇〇円
第十三区	二四、六二八、二〇〇円
第十四区	二五、一一一、〇〇〇円
第十五区	二五、二八〇、三〇〇円
第十六区	二四、六七九、五〇〇円